

令和4年度
集 団 指 導 資 料
障害福祉サービス等
I 共通編



令和5年3月

倉敷市保健福祉局
指導監査課
社会福祉部障がい福祉課事業所指導室

共通編資料 目次

1	全サービスに共通する主な改正内容-----	1
	(運営基準に関するもの)	
	身体拘束等の適正化 虐待防止の取り組み	
	感染対策の強化 業務継続計画の策定等	
2	人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等について-	8
3	指導及び監査の実施方法について-----	9
4	事業廃止時の留意事項について-----	10
5	業務管理体制の整備について-----	11
6	福祉・介護職員処遇改善加算等について-----	12
7	障害福祉サービス等情報公表制度について-----	14
8	サービス管理責任者・	
	児童発達支援管理責任者の研修制度について-----	15
9	送迎にかかる事故防止について-----	17
10	事故報告について-----	17
11	防災対策について-----	17
12	災害時情報共有システムについて-----	18
13	感染症対応について-----	19
14	医行為の範囲について-----	20
15	ハラスメント対策について-----	20
■	倉敷市担当課-----	21
	(資料) -----	22

1 全サービスに共通する主な改定内容

(運営基準に関するもの)

令和3年度基準改定による経過措置

対象サービス	取組事項	令和3年4月1日 (令和3年度)	令和4年4月1日 (令和4年度)	令和5年4月1日 (令和5年度)	令和6年4月1日 (令和6年度)
全サービス	感染症の発生及びまん延防止等に関する委員会の設置や研修訓練の実施等	努力義務	努力義務	努力義務	義務化
	業務継続計画（BCP）の策定や研修・訓練の実施等	努力義務	努力義務	努力義務	義務化
	障がい者虐待防止の推進のための委員会の設置や研修の実施等	努力義務	義務化		
身体拘束等の適正化					
自立生活援助・就労定着・相談系サービス以外	【訪問系のみ新設】 身体拘束を行う場合の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録	義務化			
	訪問系	従前より義務化			
	その他				
【R3新設事項】 身体拘束適正化のための委員会の設置や研修の実施等	訪問系	努力義務			
	その他				
【新設事項に係る】 身体拘束廃止未実施減算	訪問系				
	その他			減算適用	

身体拘束等の適正化

令和5年度から減算範囲拡大

義務付けの内容		その他の留意事項	減算
記録の整備	身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する (訪問系のみ変更)		記録がない場合は減算 (訪問系は令和5年度から)
委員会の開催	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に従事する幅広い職種により構成すること ・ 構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと 	未対応の場合は令和5年度から減算
指針の整備	身体拘束等の適正化のための指針を整備する	指針に盛り込むべき項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 ・ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ・ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ・ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 	
研修の実施	従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施すること ・ 研修の実施内容について記録すること 	

虐待防止の取り組み

令和4年度に義務化済

虐待防止の取り組み		その他の留意事項	
委員会の開催	虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、委員会での検討結果を従業員へ周知徹底する	<p>委員会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止のための計画づくり 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成 虐待防止のチェックとモニタリング 虐待が起こりやすい職場環境の確認等 虐待発生後の検証と再発防止策の検討 虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行 	<p>委員会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成員の責務及び役割分担を明確にする 構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい 法人単位での設置や身体拘束等適正化委員会と一体での設置も可能 虐待防止委員会には、事業所の管理者や虐待防止担当者が参画すること
研修の実施	従業員に対し、虐待防止のための研修を1回以上実施する		虐待防止に関する基本的な考え方、虐待発生時の対応に関する基本方針、虐待防止委員会等施設内の組織に関する事項、職員研修に関する基本方針等を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。
担当者の配置	虐待の防止等のための担当者の設置		<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を年1回以上実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること 研修の実施内容について記録すること 虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること

参考資料

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
職場研修用冊子「障害福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」

感染対策の強化

令和6年度から義務化

義務付け内容		その他の留意事項
委員会の開催	<p>訪問系、相談系、就労定着、自立生活援助</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね6カ月に1回以上開催する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い職種により構成すること 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくこと 看護師の配置があるサービス種別では、感染対策担当者は看護師であることが望ましい 他の会議体を設置している場合、これと一体的な設置・運営も可
	<p>左記以外のサービス</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね3カ月に1回以上開催すること</p>	
指針の整備	<p>委員会での検討結果について、従業者へ周知徹底を図る</p> <p>事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備</p>	<p>指針には平常時の対策と発生時の対応を規定する</p>
研修及び訓練の実施	<p>事業所における感染症の予防防止のための研修を年1回以上実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生及びまん延の防止のための研修を年1回以上実施 ・感染症発生時の対応についての訓練を年1回以上実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の内容は感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理を徹底するものとする ・研修の内容について記録する ・訓練は発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をしたうえで支援の演習などを実施する ・訓練の実施は机上を含めその実施方法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせて実施する

業務継続計画の策定等

令和6年度から義務化

業務継続計画の策定等		その他の留意事項	
業務継続計画の策定	義務付け内容 感染症や災害の発生時に利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じる	感染症に係る業務継続計画の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの備え 体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等 ・ 初動対応 ・ 感染拡大防止体制の確立 保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等 	災害に係る業務継続計画の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の対応 建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等 ・ 緊急時の対応 業務継続計画発動基準、対応体制等 ・ 他施設及び地域との連携
研修及び訓練の実施	従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する	研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回（障害者支援施設については2回）以上定期的な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい ・ 研修の実施内容について記録すること ・ 感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防等と一体的な実施も可 	訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を年1回（障害者に支援施設については2回）以上定期的に実施する ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練は、感染症の予防等の訓練と一体的な実施も可 ・ 訓練の実施は机上を含めその実施方法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する
業務継続計画の見直し	定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う	厚生労働省ホームページに「業務継続ガイドライン」のほか、業務継続計画の「ひな型」も掲載されています。 ⇒ 災害編 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html ⇒ 感染症編 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html	

災害対策計画の比較

	業務継続計画	非常災害対策計画	消防計画	避難確保計画
対象施設	障害者支援施設 障害者サービス事業所	障害者支援施設 障害者サービス事業所（訪問系・就労定着支援等を除く）	要件を満たす 入所・通所系事業所	浸水想定区域内・ 土砂災害警戒区域内 に立地する 入所・通所系事業所
対象となる災害等	感染症 非常災害	非常災害（火災、地震、風水害、土砂災害等施設の属する地域や地形等を考慮し、起こりうると思われる災害）	火災（地震）	水害・土砂災害
報告（提出）・届出義務	なし （実地指導の際に確認）	なし （実地指導の際に確認）	あり	あり
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時にサービス提供を継続的に実施する ・非常時の体制で早期に業務再開を図る ⇒少ない人員で、最低限必要なサービスに絞って提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時に命を守る ・被害を最小限にとどめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災（地震）発生時に命を守る ・被害を最小限にとどめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害・土砂災害発生時に命を守る

2 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等について

(1) 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法、児童福祉法等が改正され、従来国の省令で定めることとしていた指定基準等を条例で定めることとされたため、本市基準条例等を制定するもの。

(2) 基準条例等の制定

① 制定の考え方

- ・ 継続性や公平性を確保する観点から、現行の省令を継承することを基本としつつ、本市の実情に応じて必要な部分については独自基準を設ける。
- ・ 基本方針、人員及び設備に係る基準については主に条例で定め、その他運営に係る基準については主に規則で定める構成とする。

② 制定する条例及び関係規則

- ・ 倉敷市障害福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月19日条例第54号）
- ・ 倉敷市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第34号）
- ・ 倉敷市障害者支援施設の運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第35号）
- ・ 倉敷市指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第36号）
- ・ 倉敷市地域活動支援センターの運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第37号）
- ・ 倉敷市福祉ホームの運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第38号）
- ・ 倉敷市指定障害者支援施設等の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第39号）
- ・ 倉敷市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年6月26日条例第30号）
- ・ 倉敷市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員及び運営に関する基準を定める規則（令和元年6月26日規則第57号）

(3) 施行年月日

- ・ 平成25年4月1日
- ・ 令和元年6月26日

3 指導及び監査の実施方法について

(1) 集団指導

倉敷市内の障害福祉サービス事業者に対しては、倉敷市が原則として、毎年度1回一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

(2) 実地指導

障害福祉サービス事業者等の所在地において、各種書類・帳簿の確認、ヒアリングを行うことにより実施します。一部のサービスについては、市役所内において実施することがあります。

○ 指導内容

障害福祉サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付費請求について指導します。(必要に応じて過誤調整)

○ 事前に提出を求める書類等

- ・事前提出資料(指導監査課ホームページに掲載)
- ・自己点検表、運営規程、重要事項説明書、施設平面図、パンフレットなど

○ 指導の結果

改善を要する事項は、後日文書で通知します。文書で指摘した事項については改善報告書の提出を求めます。

(3) 監査

監査は、入手した各種情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求、利用者への虐待等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2章第2節第5款又は児童福祉法第2章第2節第2款の規定に基づき実施します。

○ 各種情報とは、

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 国民健康保険団体連合会、運営適正化委員会等へ寄せられる苦情
- ③ 自立支援給付等の請求データ分析により特異傾向を示す事業者情報
- ④ 実地指導において確認した情報

※原則として、無通告(当日に通知)で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。

(4) 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに自立支援給付（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行います。報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

(5) 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、給付決定市町村より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ① 障害福祉サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ② 基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③ 厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q&A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

(6) 行政処分事案

令和3年2月10日付けで、市内就労継続支援A型事業所の不正請求等事案に対し、指定取消処分を行いました。また、今年に入って県内の社会福祉法人の運営する施設で、虐待による処分事案も発生しています。

次のような場合は、指定の取り消し等の対象になります。

指定取消等の処分になる事例

- ・介護給付費等の請求に関し不正があったとき
 - ・障がい者の人格尊重義務に違反したとき（虐待等）
 - ・不正の手段により指定を受けたとき
 - ・運営基準に従って適正な運営をすることができなくなったとき など
- ※ 処分が行われた場合は、不正に得た給付費の返還に**40%の加算金**が課せられます

4 事業廃止時の留意事項について

指定障害福祉サービス事業者については、事業廃止（休止も含む。以下同じ。）の際、事業の廃止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが

継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないことが、障害者総合支援法第43条第4項、児童福祉法21条の5の19第4項等に事業者の責務として規定されています。

事業廃止を検討している事業者は、事前に障がい福祉課に相談のうえ、利用者の移行先の調整を行い、廃止の日の一か月前までに、利用者の移行先リスト等を添付して廃止の届をしてください。利用者の利用調整が未整備な場合には、法第43条第4項の規定に基づく事業者責務を果たしていないこととなるので、勧告・命令・指定取消といった措置をとることとなります。

資料⇒ 22 ページ

5 業務管理体制の整備について

平成24年4月1日から、障害福祉サービス事業者等には不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものであり、市が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。事業者自らが体制を整備し、コンプライアンス向上に取り組んでいただく必要があります。

- 障害福祉サービス事業者等が整備すべき業務管理体制
 - ① 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者の設置
 - ② 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備（事業所数が20以上の法人のみ）
 - ③ 外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていること（事業所数が100以上の法人のみ）
- 届出事項（変更の際にも届け出が必要です）
 - ① 事業者の名称
 - ② 主たる事務所の所在地
 - ③ 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
 - ④ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - ⑤ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（事業所数20以上）
 - ⑥ 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所数100以上）

○届出書の提出先

① 事業所等が複数の都道府県にある事業者	厚生労働省
② 事業所等が岡山県内のみにある事業者（③④を除く）	岡山県
③ 事業所等が岡山市内のみにある事業者	岡山市
④ 事業所等が倉敷市内のみにある事業者	倉敷市

○業務管理体制の確認検査

倉敷市では、業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、確認検査を実施しています。（根拠：障害者総合支援法第51条の3、児童福祉法第21条の5の27）

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り、法令等遵守に取り組むよう意識付けすることが目的です。

一般検査は、基本的には書面検査で行うこととしています。一般検査通知を受け取った法人は、報告書を通知に記載した期日までに提出してください。

6 福祉・介護職員処遇改善加算等について

（1）加算の概要

① 福祉・介護職員処遇改善加算

平成24年度から福祉・介護職員処遇改善助成金を障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に、「福祉・介護職員処遇改善加算」が創設されました。その後、数回にわたり拡充が図られています。

② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

令和元年10月の報酬改定において、職員の確保・定着につなげていくため、処遇改善加算に加え、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、その趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認める「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

③ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年10月の報酬改定において、令和4年2月から9月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続する観点から、基本給等の引上げによる賃金改善を一定求めつつ、福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を求める「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。

※ 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、処遇改善加算等(①から③の加算をいう。以下同じ。)の算定対象外となります。

(2) 賃金改善の考え方について

障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等の算定額に相当する職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければなりません。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上でを行い、賃金改善を行う項目については、明確に記載してください。この場合、特別な事情に係る届出をする場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはなりません。（安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。）

(3) 賃金改善に係る留意点

処遇改善加算等を取得した障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、取得する加算に応じた基準を満たす必要があります。

なお、当該基準の達成に向けて取り組む費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

また、役員報酬に対して処遇改善加算等を充てることは、賃金改善として認められません。ただし、役員報酬とは別に、処遇改善加算等の対象職種として労働基準法上で定義されている賃金を得ている場合は、その賃金に対してのみ処遇改善加算等を充てることは可能です。

(4) 届出及び実績報告について

① 提出期限

ア 令和5年度処遇改善加算等の届出

- ・令和5年4月又は5月から加算を取得する場合

⇒**令和5年4月14日（金）必着**

- ・令和5年6月以降年度途中から加算を取得する場合
⇒算定開始月の前々月末日
- ※ 処遇改善加算等を算定する事業所は、必ず「障害福祉サービス等処遇改善計画書」を提出する必要があります。なお、新たに処遇改善加算等を算定する場合又は従来の区分と異なる区分を算定する場合（例：加算(Ⅱ)を算定していたが、加算(Ⅰ)を算定する場合）は、「障害福祉サービス等処遇改善計画書」に加え、介護給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書等も提出する必要があります。

イ 令和4年度処遇改善加算等の実績報告

- ・令和5年3月まで加算を算定した場合
⇒令和5年7月31日（月）必着
- ・令和5年2月以前まで加算を算定した場合
⇒最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日
- ※ 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合は、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となります。（差額の返還ではありません。）実績報告を提出しない場合も、全額返還となるので、必ず期限内に提出してください。

② 提出先

倉敷市障がい福祉課事業所指導室

- ※ 他自治体の指定を受けている場合は、指定権者ごとに提出が必要になります。

③ 提出書類

倉敷市障がい福祉課事業所指導室のホームページから、様式をダウンロードしてください。なお、令和5年度は、様式の変更があるため、処遇改善計画書を提出する際には、必ず令和5年度版の様式を御使用ください。

7 障害福祉サービス等情報公表制度について

障害福祉サービス等情報公表制度は、利用者個々のニーズに応じた良質なサービスの選択と事業者のサービスの質の向上に資することを目的に、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告す

ることを求めるとともに、②都道府県知事等が、報告された内容を公表する仕組みとして創設されました。

倉敷市では、「倉敷市障害福祉サービス等情報公表実施要領」に基づき、ワムネットを活用した運用をしておりますので、事業者におかれましては、適切に事業所情報等の登録や定期的な更新（毎年5月以降）を行ってください。

8 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修制度について

平成31年度以前は、実務経験を満たした人が、1回の研修を終えれば、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（以下「サビ児管」）となれていましたが、振り返りの機会もなく、更新されることもなかったため、質の担保を目的として、令和元年度より研修体系が改定されました。

サビ児管となるためには、

- (1) 実務要件を満たすこと
- (2) 研修要件を満たすこと

という大きく分けると2つの要件があります。

「分野別研修」が統合再編されることで、児発管やサビ管の分野ごとの研修要件は統一されました。

実践研修を終えると、どの分野のサビ管としても児発管としても研修要件を満たしているため、実務要件さえ満たしていれば、サビ管としても児発管としても就任できることとなります。これは、かつての分野別研修を修了している者についても同様の扱いとなっておりますが、サビ管と児発管としても実務要件は異なるので注意が必要です。

※現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事している方が、サビ児管の更新研修もしくは実践研修を受講された場合は、修了証を事業所指導室に提出してください。

資料⇒ 23 ページ

研修要件

研修要件については、かつては「相談支援従事者初任者研修の講義部分」「分野別研修」という2つの研修を受けておけば満たされるということになっていましたが、令和元年度の改定により、「相談支援従事者初任者研修の講義部分+基礎研修」、その後、「実践研修」を受けることでサビ児管の研修要件が満たされ、要件維持のために5年度毎に「更新研修」を受講することとなりました。

また、分野別研修を受講できる要件は都道府県が独自に設定していましたが、令和元年度の改定で、「基礎」「実践」「更新」の受講のための要件が国によって正式に設定されています。

- ・基礎研修を受講するための要件は、

「実務要件を満たすまでに2年以内であること」

- ・実践研修を受講するための要件は、

「基礎研修修了者となって以後、実践研修を受ける前5年間の間に、2年以上の相談支援直接支援の経験があること」

- ・更新研修を受講するための要件は、

「サビ児管、管理者、相談支援専門員として現に従事していること」もしくは「受講前5年間の間に2年以上のサビ児管、管理者、相談支援専門員としての経験があること」

旧体系研修受講者は**令和5年度末までに更新研修の受講が必要です。**

実務要件

サビ管としての**実務要件**は、資格によって求められている経験年数が異なります。何の資格もなく、直接支援の経験をしている人は、以前は10年の経験が求められていましたが、令和元年度の改定により8年に緩和されています。

実務要件を満たすまでに2年以内の人が基礎研修の対象となります。

(例えば、何の資格もなく直接支援の経験を積んでいる方は6年目から基礎研修の受講が可能)

児発管としての実務要件について、何の資格を持たない人の直接支援の経験年数が10年から8年に緩和されています。

実務経験として認められる業務の内容がサビ管とは異なります。

研修見直しに伴う**経過措置等**について、

① 旧サビ児管研修受講済みの者

- ・令和5年度までは、現にサビ児管として従事している者とみなす
- ・令和5年度までは、引き続きサビ児管として従事することが可能で、更新研修も実際の実務経験に関係なく受講が可能

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者

- ・実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくてもサービス管理責任者等とみなす

※ 基礎研修修了者がサビ児管とみなされるのは、令和4年3月31日までに基礎研修を修了した者となります。また、基礎研修終了後から3年以内に限ることになりますので、必ず3年以内に実践研修を修了してください。

9 送迎にかかる事故防止について

令和3年、4年と保育所等の送迎バスで子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事故が続けて発生しました。

これらの事故を受け、車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について通知が発出されています。送迎を実施している事業所においては、送迎時の利用者の安全管理について御留意いただくようお願いします。

資料 25 ページ

10 事故報告について

指定障害福祉サービス事業者等において、利用者に対する支援サービスの提供により事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び関係行政機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに、その事故が賠償すべき事故である場合には、速やかに損害賠償を行わなければなりません。

あわせて、事故の程度が事故報告基準のいずれかに該当するときは、遅滞なく市に報告する必要があります。

資料⇒ 26 ページ

11 防災対策について

(1) 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定と定期的な見直し、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられます。

（※令和6年3月31日までの経過措置期間あり）

(2) 非常災害対策

災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、施設が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定した具体的な計画（非常災害計画）を、あらかじめ定め、定期的に従業者に周知する必要があります。

非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の訓練を行ってください。また、令和3年度からは、この訓練の際に、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めることが求められています。

(想定する災害)

風水害、土砂災害、地震等の自然災害や、火災、ガス爆発等の人為災害など
(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありません。)

(対象事業所)

障害者支援施設、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

資料⇒ 30 ページ

(3) 避難確保計画

平成29年の「水防法の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務となりました。

対象となる施設は、市町村の地域防災計画に定められた、河川洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設です。倉敷市では、今後地域防災計画の掲載施設の見直しを行っていく予定です。対象施設が拡大する可能性がありますので、ご承知おきください。

提出部分の計画作成フォーマットを用意していますので、参考にしてください。

資料⇒ 34 ページ

避難確保計画フォーマット <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/36635.htm>

12 災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、障害者支援施設等に係る災害時情報共有システムの運用が令和3年9月1日より開始されました。今後は、災害の発生が想定される

度に、災害時情報共有システムを通じて、各事業所宛てに、被災状況の報告を依頼するメールが送信されますので、メールに記載されている専用のURLから、災害時情報共有システムにアクセスし、被災状況を報告していただく流れとなります。

なお、災害時情報共有システムは、事業所情報公表システム（ワムネット）の基本情報と連携しているため、災害時情報共有システムを通じたメールについては、あらかじめ事業所側で事業所情報公表システム（ワムネット）に登録しているアドレス宛てに送信されます。

事業所のメールアドレス等の基本情報の入力未対応の事業所は、早急に対応ください。

資料⇒ 36 ページ

13 感染症対応について

○ 感染症対策の強化

全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症（及び食中毒）の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務づけられます。

（※令和6年3月31日までの間は努力義務）

○ 感染症発生時の対応

倉敷市内社会福祉施設等における感染症等発生時の対応について、施設長等は、次の場合、迅速に社会福祉施設担当課に報告することとなっています。施設利用者及び職員の中で

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる**死亡者又は重篤者が1週間内に2名以上発生した場合**

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が**10名以上又は全体の半数以上発生した場合**

（ただし、インフルエンザはインフルエンザ様症状（注1）の患者発生後7日以内にその者を含み10名以上のインフルエンザ様症状がみられた場合）

ウ **新型コロナウイルス感染症**の患者が1名以上発生した場合

※今後、変更される可能性あり

エ ア～ウに該当しない場合であっても、**通常の発生動向を上回る感染症等**

の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

資料⇒ 37 ページ

14 医行為の範囲について

医師、看護師等の免許を有さない者による医業は、医師法その他の関係法規によって禁止されています。介護現場等において医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為でないと考えられるもの等については、これまで、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知）等において示されてきましたが、この度、この通知に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理した通知が発出されました。医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際や、ケアの提供体制について検討する際の参考としてください。

資料⇒ 38 ページ

15 ハラスメント対策について

労働関係法令においては、令和4年4月から、中小企業についてもハラスメント防止措置が義務化されました。

障害福祉サービス事業者等においても、令和3年4月から、運営基準で、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないことが追加されています。

■倉敷市担当課

	担当事務	所在地	電話番号 F A X 番号
保健福祉局 指導監査課	指定障害福祉サービス事業者・障害児通所支援事業者（給付費の算定及び取扱いに係る部分を除く。）の指導監査に関すること。	倉敷市役所 4 F	TEL 086-426-3297 FAX 086-426-3921
社会福祉部 障がい福祉課 事業所指導室	指定障害者福祉サービス事業者・障害児通所支援事業の指定等各種届出に関すること。 地域生活支援事業（日中一時支援等に係る申請（支払い業務は除く）に関すること。	倉敷市役所 1 F	TEL 086-426-3287 FAX 086-421-4411

■障害福祉サービス事業者・施設への通知についての電子メール活用

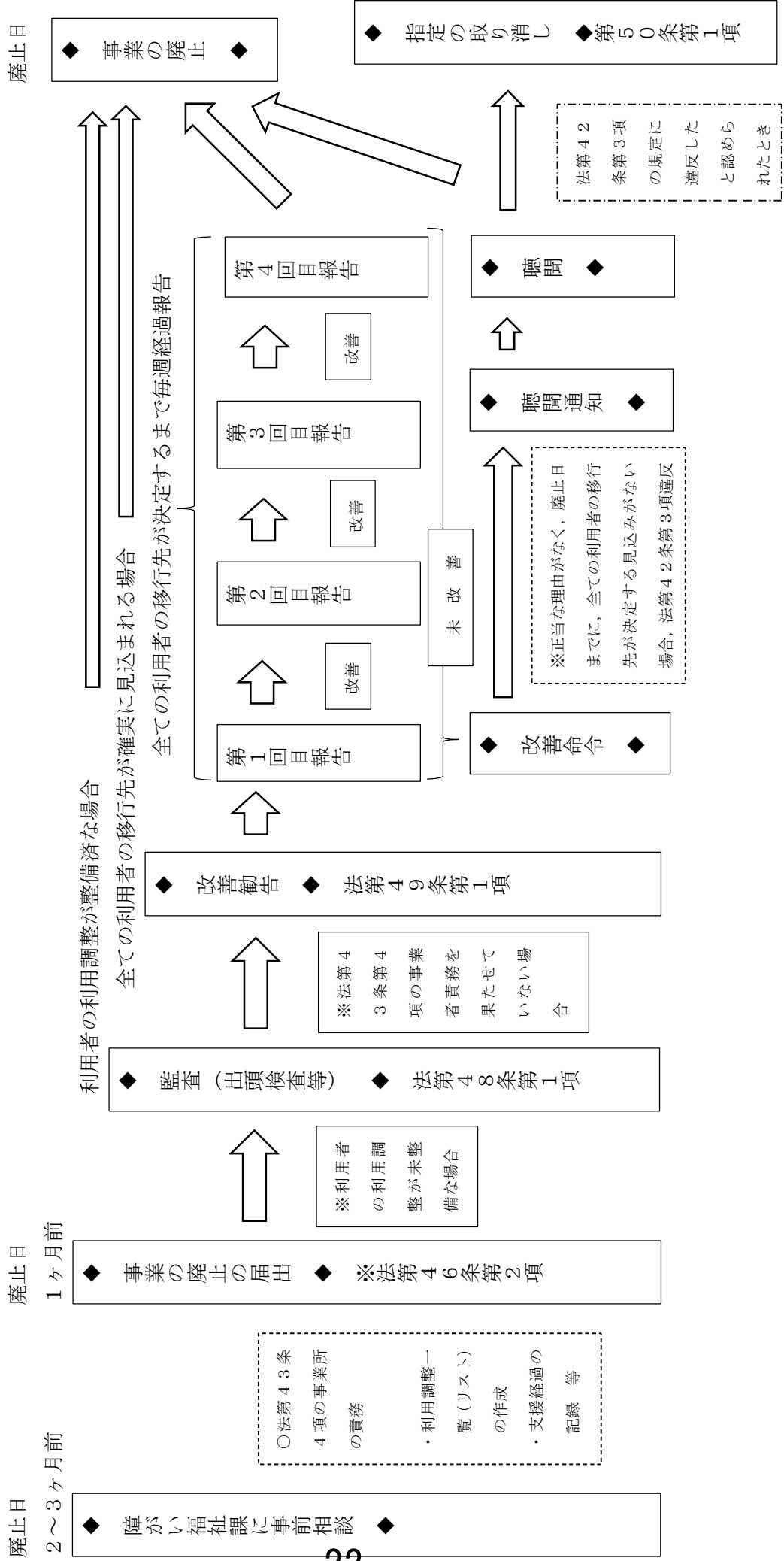
今後一度に多数の事業所に対して通知等を行なう場合、迅速な通知を行うため、記載いただいた事業所のメールアドレスあてに配信させていただきますので、ご承知願います。

なお、他のアドレスへの配信を希望される場合やアドレスを変更された場合、新たにアドレスを取得されメールでの配信を希望される場合は、速やかに障がい福祉課事業所指導室まで連絡をお願いします。

（メールアドレス：wlfdsb-buguof@city.kurashiki.okayama.jp）

指定障害福祉サービス事業者等の事業廃止に係る手続きの流れ

【倉敷市版】



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いつながりながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧

サービス管理責任者の配置に関する実務経験要件
児童発達支援管理責任者の配置に関する実務経験要件

相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を修了
サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習を受講(19h)

サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置

新 H31(R1)年度～

サービス管理責任者の配置に関する実務経験要件
児童発達支援管理責任者の配置に関する実務経験要件
【一部緩和】
※配置に関する実務経験要件を満たす予定の日の2年前から、基礎研修受講可

【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を修了
サービス管理責任者等研修(総二)を修了(講義・演習: 15h)

【新規創設】
サービス管理実践研修(14.5h)を修了

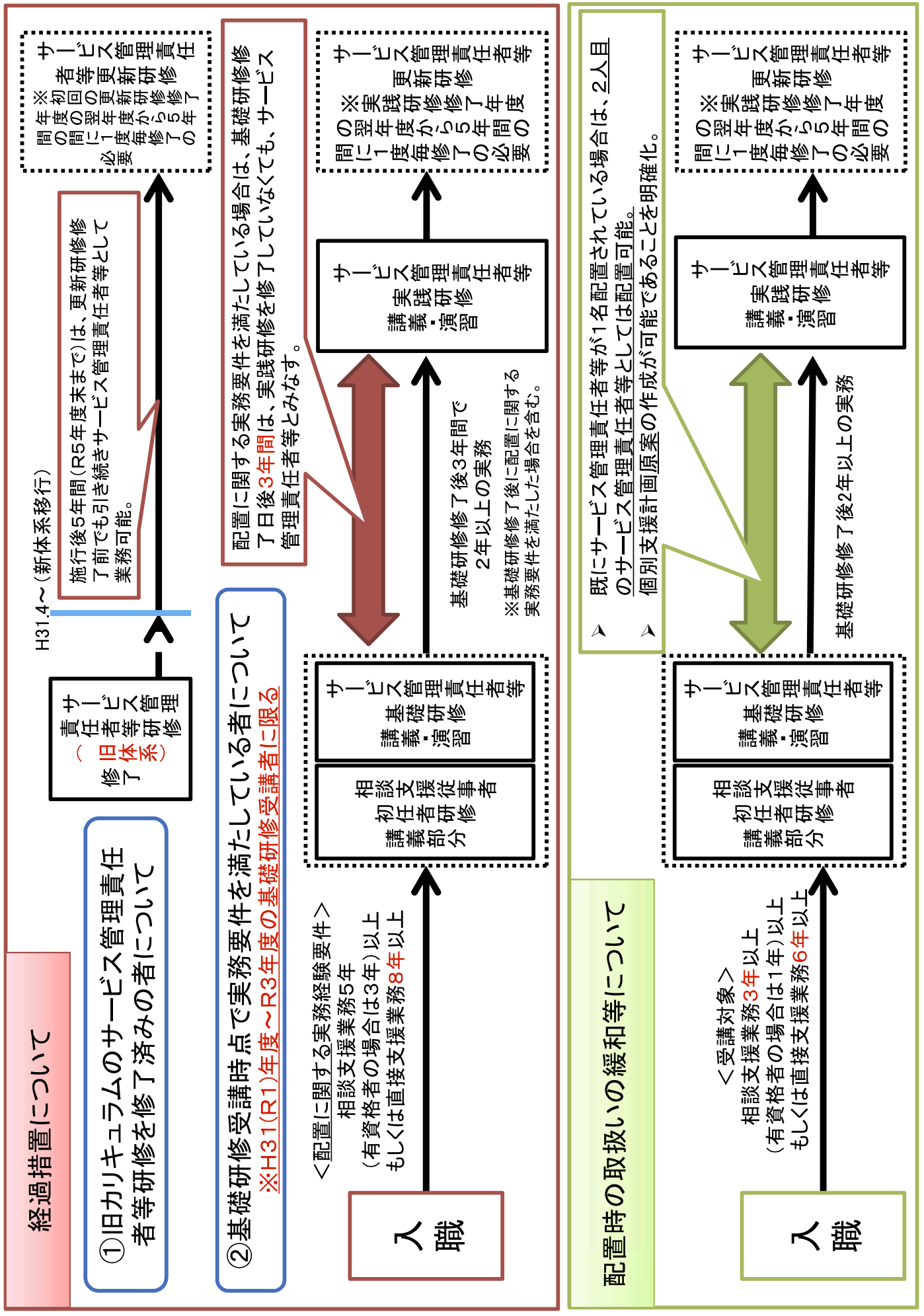
サービス管理責任者
児童発達支援管理責任者
として配置

【新規創設】
サービス管理更新研修(13h)
※5年の間毎に1度修了

(注)一定の実務経験の要件
・実践研修: 基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
・更新研修: ①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の实務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】
専門コース別研修

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



事務連絡
令和4年10月13日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市
都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における
車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

平素より介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等（以下「各事業所等」という。）の安全管理の徹底について、御理解・御尽力をいただきありがとうございます。

この度、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、別添のとおりバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を政府として取りまとめ、別紙のとおり厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほかより周知しているところです。

各事業所等におかれては、既に安全管理の徹底について御尽力いただいているところですが、別添の緊急対策を受け、今一度、送迎時の利用者の安全管理について御留意いただくようお願いしたく、各都道府県、指定都市、中核市におかれましては、管内の各事業所等に対して、本件について周知いただくようお願いいたします。

倉敷市を事業実施区域とする
障がい福祉サービス事業所 管理者 様

倉敷市長 伊 東 香 織
(福祉部障がい福祉課扱い)

介護給付費・訓練等給付費等の障がい福祉サービス提供に係る事故報告について（通知）

このことについて、障害者総合支援法（平成17年法第123号）及び児童福祉法（昭和22年法第164号）による倉敷市指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第36号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年十月五日岡山県条例第四十九号）等関連法令により、事故等が発生した場合の市への報告についての様式を、別紙「障がい福祉サービスの提供に係る事故報告基準」のとおり修正しましたので通知します。

記

1 適用年月日 平成26年 2月10日

2 市に報告すべき事故の範囲

(1) 倉敷市の障がい福祉サービス受給者に対し、サービス等を提供した時に生じた入・通院等の加療を伴う事故、死亡事故、損害賠償事故及び保健所等へ通報が義務付けられた食中毒、感染症等。

(2) (1)以外に市から報告を求めた事故

* 過失のいかんを問わず、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき利用者に対し福祉サービスを提供している間に生じた上記の事故が報告の対象となります。

3 報告の方法

次のように第1報、第2報と、1回の事故につき2回報告してください。

(1) 第1報の報告

事故発生後7日以内に、事故発生の概要について「(様式1) 介護給付費・訓練等給付費の提供に係る事故報告書 1/2」をファックス又はEメールで、倉敷市障がい福祉課又は各福祉事務所へ提出してください。

(2) 第2報の報告

事故発生後1ヶ月以内に、事故発生時の対応、今後事故を未然に防ぐための改善等について「(様式2) 介護給付費・訓練等給付費の提供に係る事故報告書 2/2」を提出してください。

なお、事故発生後1ヶ月の時点では、当該事故が完結していない場合には、改善策等に合わせて、その時点での進捗状況や完結の見込なども改善策の欄に記載してください。

様式1、2では、記入欄が不足する場合や資料があるときは、必要に応じて別紙に記載し添付してください。

(問い合わせ先) 倉敷市保健福祉局福祉部障がい福祉課
Tel: 086-426-3305 Fax: 086-421-4411
Mail: wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp

障がい福祉サービスの提供に係る事故報告基準

平成26年 2月10日
倉敷市役所福祉部障がい福祉課

1 市に報告すべき事故

倉敷市指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年3月26日規則第36号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年十月五日岡山県条例第四十九号）等関連法令に基づき、指定がい福祉サービス事業者等において、利用者に対する支援サービスの提供により事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び関係行政機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに、その事故が賠償すべき事故である場合には、速やかに損害賠償を行わなければなりません。

あわせて、事故の程度が次の各項のいずれかに該当するときは、遅滞なく市に報告する必要があります。

- (1) 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供により発生した事故により医療機関等への受診が必要となった事故
- (2) 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供中に救急通報を行った事故。なお、利用者の疾病によるものも含む
- (3) 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供など業務遂行により発生し、若しくは請求された損害賠償事故
- (4) 食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故及び利用者、職員等に広く感染する恐れのある症例、事故
- (5) その他市が報告を必要と認める事故

2 報告の期限

- (1) 事故報告書 1/2（様式1）は第1報として、事故発生後7日以内に倉敷市に提出すること。ファックス、Eメールでの報告も可能とします。
- (2) 事故報告書 2/2（様式2）は、経過報告及び再発防止への対応・改善策を記載し、事故発生後1ヶ月以内に倉敷市に提出すること。ただし、1ヶ月を経過しても事故が完結していないときは記入日現在の進捗状況等も記載のこと。

(介護・訓練等給付費，地域生活支援事業) の

障がい福祉サービス提供に係る事故報告書 【1/2】

平成 年 月 日

倉敷市長 様

指定事業所番号

指定事業所所在地

名 称

管理者の

職・氏名



対象者受給者番号		保護者氏名	
対象者氏名		保護者連絡先	TEL ()
対象者住所	〒		
	TEL ()		
事故発生年月日	(発生年月日，時間)		
発生場所	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃		
	(発生場所)		
○事故の概要 (発生時の具体的状況)			
○事故発生時の対応・経過 (管理者や医師への報告，受給者に対する処置，その後の経過などを具体的に)			
報告書作成者	職：	氏名：	TEL ()

* この様式は，倉敷市の受給者に対して障がい福祉サービスを提供した際に生じた事故について，事故発生後 7 日以内に倉敷市障がい福祉課または各福祉事務所へ提出してください。(Fax 可)

* 様式 2 「(介護・訓練等給付費，地域生活支援事業) 障がい福祉サービスの提供に係る事故報告書 2/2」については，詳細な過程及び再発防止への対応，改善策等を記載して 1 ヶ月以内に提出してください。

(介護・訓練等給付費，地域生活支援事業) の

障がい福祉サービス提供に係る事故報告書 【2/2】

平成 年 月 日

倉敷市長 様

指定事業所番号									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

指定事業所所在地 _____

名 称
.....
管理者の
職・氏名



対象者受給者番号		対象者名	
事故発生	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃
○第1報後の対応・経過	報告先	報告・説明日時	
	医 師	/ : :	
	管理者	/ : :	
	担当指導員	/ : :	
	関係機関	/ : :	
		/ : :	
		/ : :	
	本人説明	/ : :	
	家族説明	/ : :	
	/ : :		
○再発防止に関する対応・改善策等（事故が起こった背景にあるもの，今後事故が起こらないようにするためにとった（又はとるべき）対策）			
損害賠償の有無	<input type="checkbox"/> 有 （ <input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 交渉無） <input type="checkbox"/> 無		
報告書作成者	職： _____	氏名： _____	Tel (_____)

- * 記入欄が不足するときは必要に応じて別紙に記載し，資料があれば添付してください。
- * この様式は，様式1に引き続き，事故発生から1ヶ月以内に倉敷市障がい福祉課または各福祉事務所へ提出してください。
- * この報告書提出時に事故が完結していない場合は，改善策等の欄に現在の進捗状況及び事故完結見込等も合わせて記載してください。

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、**  
**警戒レベル3高齢者等避難**で  
**危険な場所から避難**  
しましょう。





ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

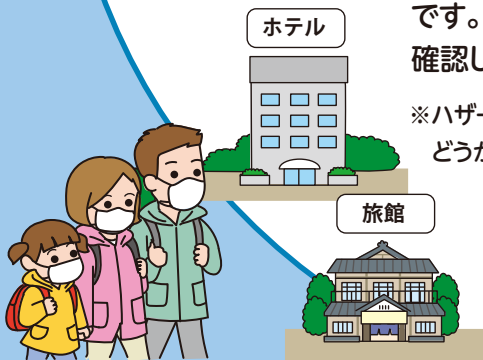


普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

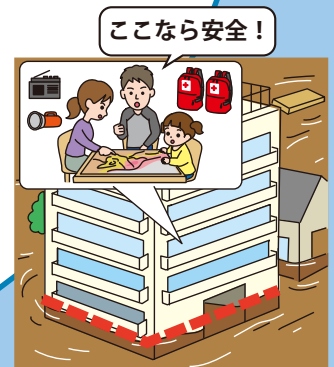


### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

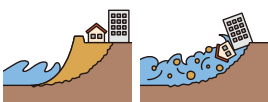


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

# 倉敷防災ポータル

Kurashiki Disaster Prevention Portal

「**現在**」の防災情報を確認できます。

令和2年  
8月1日  
運用開始



## アクセス方法

ブックマークやお気に入り登録をお願いします。

URL <https://bousai-portal.city.kurashiki.okayama.jp/>

倉敷防災ポータル

検索



お問い合わせ先 倉敷市 防災危機管理室 危機管理課 TEL 426-3645 防災推進課 TEL 426-3131

# 倉敷防災ポータルで**確認**できること

緊急情報  
お知らせ  
気象情報

## 倉敷市から伝えたい最新の情報を表示



浸水想定  
雨量・水位  
避難情報

## 倉敷市の災害・防災の情報を地図上に表示



表示項目で浸水想定や雨量・水位アイコンを選択した場合のイメージ

## 雨量・水位 観測数値でアイコンが変化。詳細な数値も確認可能。



## 河川カメラの中継画像



## 避難所 開設状況や詳細情報の確認が可能。



## グーグルマップで現在地から避難所まで経路案内が可能



※災害時には、浸水などの状況を確認してご利用ください。

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

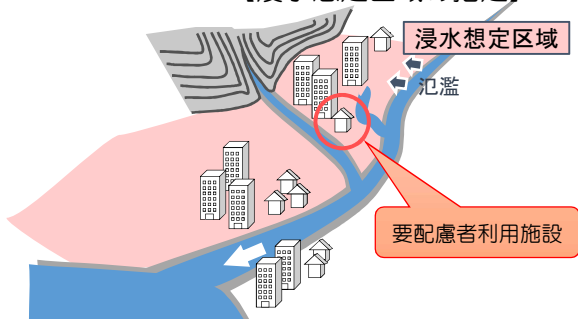
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



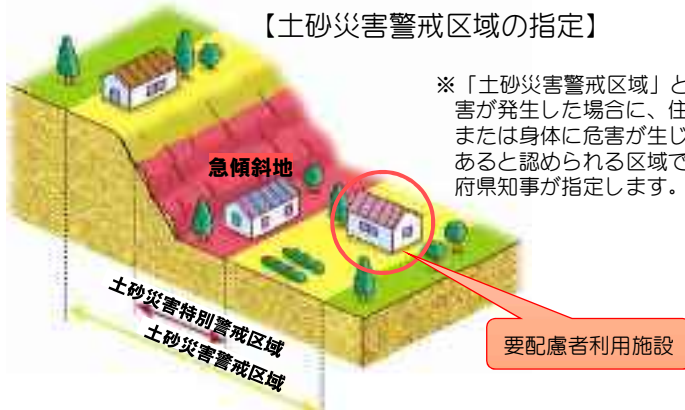
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- (社会福祉施設)
  - ・老人福祉施設
  - ・有料老人ホーム
  - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
  - ・身体障害者社会参加支援施設
  - ・障害者支援施設
  - ・地域活動支援センター
  - ・福祉ホーム
  - ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
  - ・保護施設
  - ・児童福祉施設
  - ・障害児通所支援事業の用に供する施設
  - ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
  - ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
  - ・子育て短期支援事業の用に供する施設
  - ・一時預かり事業の用に供する施設
  - ・児童相談所
  - ・母子・父子福祉施設
  - ・母子健康包括支援センター 等
- (学校)
  - ・幼稚園
  - ・義務教育学校
  - ・特別支援学校
  - ・小学校
  - ・高等学校
  - ・高等専門学校
  - ・中学校
  - ・中等教育学校
  - ・専修学校（高等課程を置くもの） 等
- (医療施設)
  - ・病院
  - ・診療所
  - ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1

## 避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



### 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

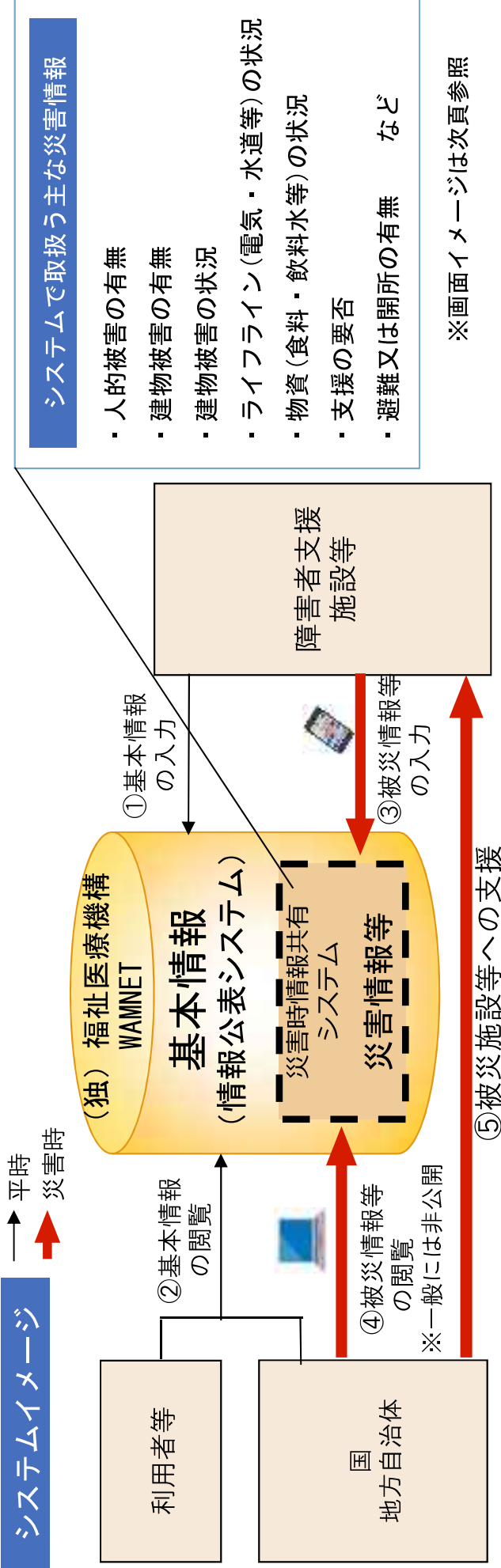
TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

# 障害者支援施設等の災害時情報共有システムの運用について

## 事業概要

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、障害者支援施設等に係る災害時情報共有システムの運用を令和3年9月1日より開始した。

## システムイメージ



### システムで取扱う主な災害情報

- ・ 人的被害の有無
- ・ 建物被害の有無
- ・ 建物被害の状況
- ・ ライフライン（電気・水道等）の状況
- ・ 物資（食料・飲料水等）の状況
- ・ 支援の要否
- ・ 避難又は開所の有無 など

※画面イメージは次頁参照

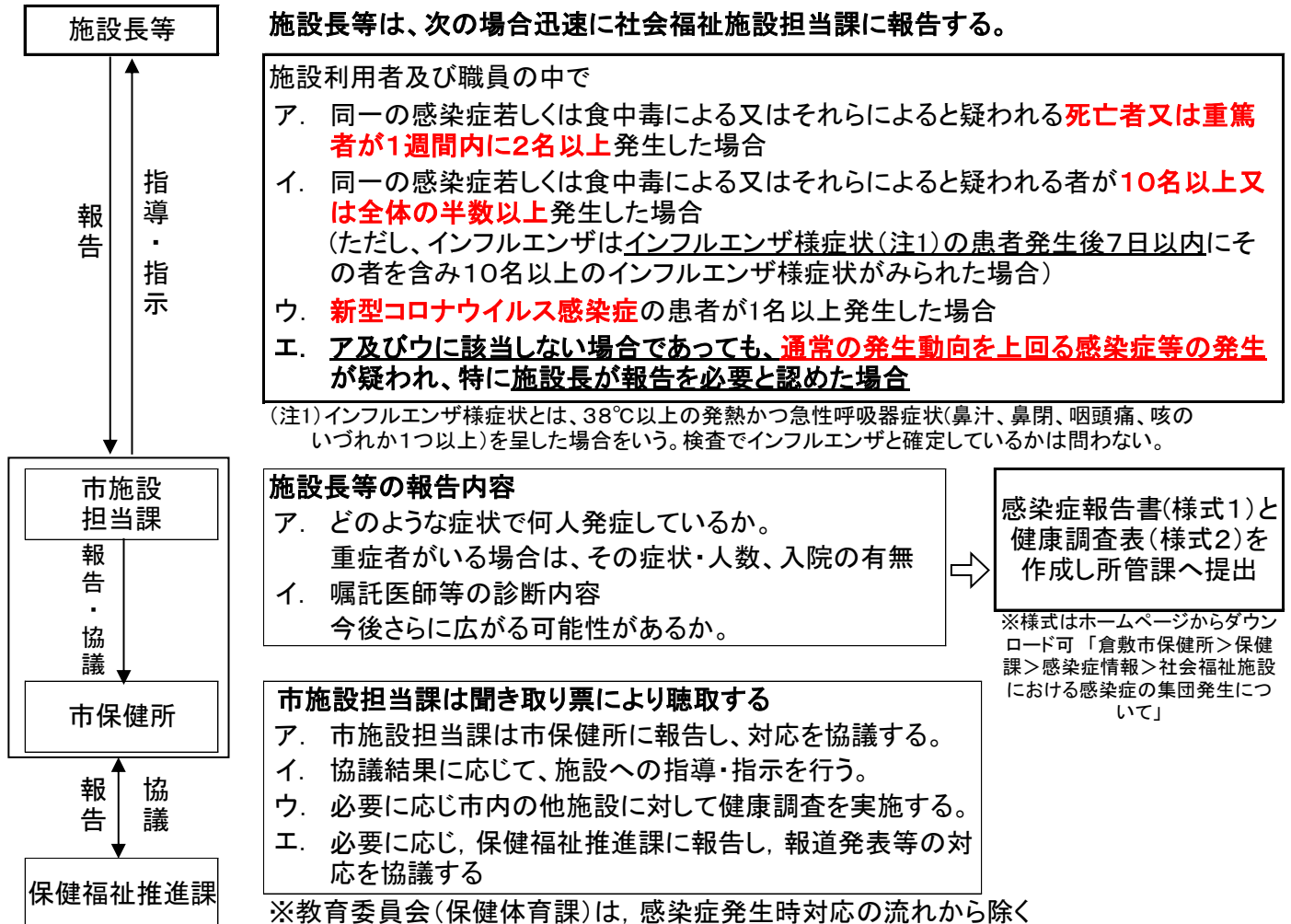
## システム化によるメリット

- ▶ 被災施設等への支援の迅速化
  - ※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- ▶ 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化
  - ※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

## 今後の課題

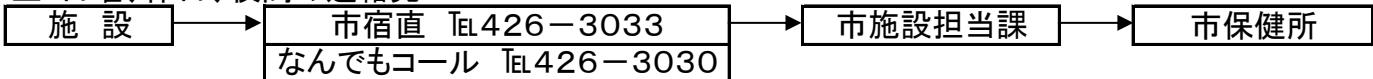
令和3年12月時点の災害時情報共有システムの登録率は、都道府県・指定都市・中核市で97.8%、障害者支援施設等においては62.3%に留まっている。全ての自治体、施設が本システムに登録することで、初めて本システムの適切な活用が可能となりますので、引き続きご協力をお願いしたい。

倉敷市内社会福祉施設等における感染症等発生時の対応について (R2.4月改定)



市施設担当課	対象施設等
健康長寿課	ケアハウス(特定施設を除く)、有料老人ホーム(特定施設を除く)、老人福祉センター、憩の家
指導監査課	介護保険施設(介護老人保健施設・認知症グループホーム・特定施設・ショートステイ・通所介護・通所リハビリ・小規模多機能型居宅介護 等)、特別養護老人ホーム
障がい福祉課	障がい者関係施設
子育て支援課	母子生活支援施設、児童厚生施設、放課後児童クラブ
保育・幼稚園課	保育園、認定こども園、小規模保育事業施設、事業所内保育事業施設、認可外保育施設
福祉援護課	養護老人ホーム
生活福祉課	生活保護関係施設
<b>保健体育課</b>	<b>小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校、市立高等学校</b>

○ 土・日曜、休日、夜間の連絡先



○ 平日(昼間)の連絡先

健康長寿課	TEL 426-3315	fax 422-2016
指導監査課	TEL 426-3297	fax 426-3921
障がい福祉課	TEL 426-3305	fax 421-4411
子育て支援課	TEL 426-3314	fax 427-7335
保育・幼稚園支援室	TEL 426-3367	fax 427-7335
福祉援護課	TEL 426-3321	fax 422-3389
生活福祉課	TEL 426-3325	fax 422-3389
保健体育課	TEL 426-3835	fax 421-6018
保健課	TEL 434-9810	fax 434-9805 感染症に関すること
生活衛生課	TEL 434-9826	fax 434-9833 食中毒に関すること

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について  
(その 2)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要があるが、介護現場等において医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為でないと考えられるもの等については、これまで、「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）」（平成 17 年 7 月 26 日付け医政発第 0726005 号厚生労働省医政局長通知。以下「平成 17 年通知」という。）等においてお示ししてきたところである。

今般、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、平成 17 年通知に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理し、周知した上で、介護職員がそれらの行為を安心して行えるよう、ケアの提供体制について本人、家族、介護職員、看護職員、主治医等が事前に合意するプロセスを明らかにすることとされた。

これを踏まえ、医療機関以外の介護現場で実施されることが多いと考えられる行為であって、原則として医行為ではないと考えられるもの及び当該行為を介護職員が行うに当たっての患者や家族、医療従事者等との合意形成や協力に関する事項について別紙のとおり列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際や、ケアの提供体制について検討する際の参考とされたい。

なお、本通知については、厚生労働省社会・援護局及び老健局と調整済みである。また、当然のこととして、医行為に該当しない行為についても、高齢者介護の現場等において安全に行われるべきものであり、また、行為の実施に当たっては、患者の状態を踏まえ、医師、歯科医師又は看護職員と連携することや、必要に応じてマニュアルの作成や医療従事者による研修を行うことが適当であることを申し添える。



(別紙)

(在宅介護等の介護現場におけるインスリンの投与の準備・片付け関係)

- 1 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、あらかじめ医師から指示されたタイミングでの実施の声かけ、見守り、未使用の注射器等の患者への手渡し、使い終わった注射器の片付け（注射器の針を抜き、処分する行為を除く。）及び記録を行うこと。
- 2 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が血糖測定及び血糖値の確認を行った後に、介護職員が、当該血糖値があらかじめ医師から指示されたインスリン注射を実施する血糖値の範囲と合致しているかを確認すること。
- 3 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が準備したインスリン注射器の目盛りが、あらかじめ医師から指示されたインスリンの単位数と合っているかを読み取ること。

(血糖測定関係)

- 4 患者への持続血糖測定器のセンサーの貼付や当該測定器の測定値の読み取りといった、血糖値の確認を行うこと。

(経管栄養関係)

- 5 皮膚に発赤等がなく、身体へのテープの貼付に当たって専門的な管理を必要としない患者について、既に患者の身体に留置されている経鼻胃管栄養チューブを留めているテープが外れた場合や、汚染した場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。
- 6 経管栄養の準備（栄養等を注入する行為を除く。）及び片付け（栄養等の注入を停止する行為を除く。）を行うこと。なお、以下の3点については医師又は看護職員が行うこと。
  - ① 鼻からの経管栄養の場合に、既に留置されている栄養チューブが胃に挿入されているかを確認すること。
  - ② 胃ろう・腸ろうによる経管栄養の場合に、び爛や肉芽など胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことを確認すること。
  - ③ 胃・腸の内容物をチューブから注射器でひいて、性状と量から胃や腸の状態を確認し、注入内容と量を予定通りとするかどうかを判断すること。

(喀痰吸引関係)

- 7 吸引器に溜まった汚水の廃棄や吸引器に入れる水の補充、吸引チューブ内を洗浄する目的で使用する水の補充を行うこと。

(在宅酸素療法関係)

- 8 在宅酸素療法を実施しており、患者が援助を必要としている場合であって、患者が酸素マスクや経鼻カニューレを装着していない状況下における、あらかじめ医師から指示された酸素流量の設定、酸素を流入していない状況下における、酸素マスクや経鼻カニューレの装着等の準備や、酸素離脱後の片付けを行うこと。ただし、酸素吸入の開始（流入が開始している酸素マスクや経鼻カニューレの装着を含む。）や停止（吸入中の酸素マスクや経鼻カニューレの除去を含む。）は医師、看護職員又は患者本人が行うこと。
- 9 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素供給装置の加湿瓶の蒸留水を交換する、機器の拭き取りを行う等の機械の使用に係る環境の整備を行うこと。

- 10 在宅人工呼吸器を使用している患者の体位変換を行う場合に、医師又は看護職員の立会いの下で、人工呼吸器の位置の変更を行うこと。  
(膀胱留置カテーテル関係)
- 11 膀胱留置カテーテルの蓄尿バックからの尿廃棄（D I Bキャップの開閉を含む。）を行うこと。
- 12 膀胱留置カテーテルの蓄尿バックの尿量及び尿の色の確認を行うこと。
- 13 膀胱留置カテーテル等に接続されているチューブを留めているテープが外れた場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。
- 14 専門的管理が必要無いことを医師又は看護職員が確認した場合のみ、膀胱留置カテーテルを挿入している患者の陰部洗浄を行うこと。  
(服薬等介助関係)
- 15 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族等に伝えている場合に、事前の本人又は家族等の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、水虫や爪白癬にり患した爪への軟膏又は外用液の塗布（褥瘡の処置を除く。）、吸入薬の吸入及び分包された液剤の内服を介助すること。
- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
  - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
  - ③ 内用薬については誤嚥の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと
- (血圧等測定関係)
- 16 新生児以外の者であって入院治療の必要ないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメーターを装着し、動脈血酸素飽和度を確認すること。
- 17 半自動血圧測定器（ポンプ式を含む。）を用いて血圧を測定すること。  
(食事介助関係)
- 18 食事（とろみ食を含む。）の介助を行うこと。  
(その他関係)
- 19 有床義歯（入れ歯）の着脱及び洗浄を行うこと。
- 注1 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素流入中の酸素マスクや経鼻カニューレがずれ、次のいずれかに該当する患者が一時的に酸素から離脱（流入量の減少を含む。）したことが見込まれる場合に、当該酸素マスクや経鼻カニューレを元の位置に戻すことも、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。
- ・ 肢体不自由等により、自力で酸素マスクや経鼻カニューレを戻すことが困難である患者
  - ・ 睡眠中や意識がない状態で、自力で酸素マスクや経鼻カニューレを戻すことが困難である患者

注2 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、前記1から4までに掲げる行為については、患者の血糖値や食事摂取量等が不安定でないことが必要である。

さらに、前記2、4、16及び17に掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、その実施に当たっては、当然ながら患者本人や家族に対して分かりやすく、適切な説明を行うとともに、介護職員等の実施する行為について患者本人や家族が相談を行うことができる環境作りに努めることが望ましい。また、必要に応じて、注2のサービス担当者会議の開催時等に医師、歯科医師又は看護職員に相談する、必要に応じて書面等で指示を受ける、ケアの実施後に医師、歯科医師又は看護職員に報告を行う等して適切に連携することが望ましい。

注4 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注5 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注6 前記1から19まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。前記15に掲げる服薬等の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

◇当日会場では質問を受け付けておりません。質問がある場合は、後日、質問票にてお願いします。

## 【 質 問 票 】

送付先

令和 年 月 日

倉敷市 障がい福祉課事業所指導室 fax 086-421-4411

E-mail wlfdsb-buguof@city.kurashiki.okayama.jp

事業所名			
サービス種別		E-mail	
所在地	〒 ー 倉敷市		
TEL	086ー ー	FAX	086ー ー
担当者職氏名			
【質問】			

※この質問票は、障がい福祉課事業所指導室へFAX又はメールしてください。